

5 千 都 建 情 第 120 号
令 和 6 年 3 月 21 日

指定確認検査機関関係者各位
昇降機保守点検設置事業関係者各位

千葉市都市局建築部建築情報相談課長
(公印省略)

昇降機設置における確認申請の要件について（通知）

本市の建築行政につきましては、日ごろ格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標題の件について、昇降機設置における確認申請の要件の見直しを行い、令和6年4月1日より、別紙1の運用となりますのでお知らせします。なお、別紙2に記載のある特定行政庁も同様の運用となりますので、合わせてお知らせします。

ご不明点等あれば各特定行政庁の設備担当へお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】
千葉市 都市局 建築部 建築情報相談課
構造設備班
TEL 043-245-5843
FAX 043-245-5887
E-Mail johosoudan.URC@city.chiba.lg.jp

表1. 昇降機の確認申請の要件

昇降機種別	確認申請の要件
エレベーター	(1)エレベーターを新設する場合 (2)既設のエレベーターを撤去・新設する場合 (主要な支持部分 ^{※1} (全部又は一部)、かご (枠及び床版)、駆動装置 (巻上機又は油圧パワーユニット等) 及び制御盤を一括して取り替える場合 ^{※2,3} は、エレベーターを撤去・新設とみなす。)
エスカレーター	(1)エスカレーターを新設する場合 (2)既設のエスカレーターを撤去・新設する場合 (主要な支持部分 ^{※1} (全部又は一部)、駆動装置及び制御盤を一括して取り替える場合 ^{※2,3} は、エスカレーターを撤去・新設する場合とみなす。)
小荷物専用昇降機	エレベーターに準じる

※1. 令第129条の4、令第129条の12第2項に定める主要な支持部分を指す。

※2. 1つでも取り替えない部材がある場合 (例.駆動装置以外は全て交換する場合等) は、法第87条の4の「設ける場合」とみなさない。

※3. 改修等の工事を2回以上に分け、これらの改修等を合わせると「設ける場合」に該当する場合は、個別に判断する。

表2. 適用事例 (ロープ式エレベーターの場合)

部材		取替部材				
施行令第129条の4に定める主要な支持部分						
① いずれか	主索	○		○	○	
	主索の端部	○		○	○	
	支持ばり等	マシンビーム		○		
		ガイドレール				
頂部支持ばり						
② 両方	かご枠	○	○	○		
	かご床版	○	○	○	○	
③	駆動装置	○	○	○	○	
④	制御盤	○	○		○	
確認申請が必要(①+②+③+④)		必要	必要	不要	不要	

昇降機設置における確認申請の要件について

令和6年4月1日より、各特定行政庁の取り扱いは下記のとおりとなります。

特定行政庁名	対応方法
千葉市	新要件（別紙1参照）
船橋市	
木更津市	
市原市	
成田市	
柏市	

※記載のない特定行政庁は、個別にお問い合わせ下さい。